三　法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合　当該他の者に対して支払う授業料その他の財務省令で定める費用

第二十七条の十二の五第十九項中「第一項、第六項から第九項まで及び第十一項から第十三項まで」を「第五項から第十項まで、第十二項、第十三項及び第十五項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項の次に次の六項を加える。

19　法人が、法第四十二条の十二の五第一項第三号又は第二項第二号イに掲げる要件を満たすものとして同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に前項各号に定める費用の明細を記載した書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

20　法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人（以下この項及び次項において「適用法人」という。）が教育訓練費基準日（次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下この項及び次項において同じ。）から同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項及び次項において「適用年度」という。）終了の日までの期間内において行われた合併に係る合併法人に該当する場合の当該適用法人の当該適用年度における同条第三項第十一号に規定する比較教育訓練費の額（同条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第三項第十二号に規定する中小企業比較教育訓練費の額。次項において「比較教育訓練費等の額」という。）の計算における教育訓練費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第三項第十号に規定する教育訓練費の額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の十五の六第三項第九号に規定する教育訓練費の額）をいう。以下この条において同じ。）については、教育訓練費基準日を第七項各号の基準日と、教育訓練費未経過法人（当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後二年（法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、一年。第一号及び第二号において同じ。）を経過していない法人をいう。第一号及び次項において同じ。）を第七項各号の未経過法人と、教育訓練費の額を同項の給与等支給額と、それぞれみなした場合における当該各号に定めるところによる。

一　当該適用法人が教育訓練費未経過法人に該当し、かつ、当該適用法人がその設立の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合（当該設立の日から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日の前日までの期間に係る給与等支給額が零である場合に限る。）における当該合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前二年以内に開始した連結事業年度。次号において「事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

二　当該適用年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度等のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日

21　適用法人が教育訓練費基準日から適用年度終了の日までの期間内において行われた分割、現物出資若しくは現物分配に係る分割法人等又は適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。）に係る分割承継法人等若しくは教育訓練費基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には教育訓練費基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。）に係る分割承継法人等に該当する場合の当該適用法人の当該適用年度における比較教育訓練費等の額の計算における教育訓練費の額については、教育訓練費基準日を第九項各号の基準日と、教育訓練費未経過法人を同項第二号の未経過法人と、教育訓練費の額を同項の給与等支給額と、それぞれみなした場合における同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

22　法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る同条第三項第七号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同条第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法第四十二条の十二の五第一項第一号及び第二項第一号に掲げる要件を満たさないものとする。

二　法第四十二条の十二の五第二項に規定する継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるときに該当しないものとする。

23　法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る同条第三項第十一号に規定する比較教育訓練費の額が零である場合における同条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該事業年度に係る教育訓練費の額が零である場合　法第四十二条の十二の五第一項第三号に掲げる要件を満たさないものとする。

二　前号に掲げる場合以外の場合　法第四十二条の十二の五第一項第三号に掲げる要件を満たすものとする。

24　法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する中小企業者等のその適用を受けようとする事業年度に係る同条第三項第十二号に規定する中小企業比較教育訓練費の額が零である場合における同条第二項の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「第四十二条の十二の五第二項第二号イ」と読み替えるものとする。

第二十七条の十二の五の次に次の一条を加える。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の六　法第四十二条の十二の六第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本を除く。）とする。

2　法第四十二条の十二の六第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の認定革新的データ産業活用計画（同項に規定する認定革新的データ産業活用計画をいう。次項各号において同じ。）に記載された同条第一項に規定する新設又は増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が五千万円以上のものとする。

3　法第四十二条の十二の六第一項に規定する情報の連携及び利活用に資するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　認定革新的データ産業活用計画に係る法第四十二条の十二の六第一項に規定する特定ソフトウエアによる情報の分析のためにその情報を収集し、かつ、その収集した情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この号において同じ。）により当該特定ソフトウエアに送信する機能でその全部が自動化されているものを有する機械及び装置又は当該情報の分析に基づく電磁的方法による指令を受ける機能を有する機械及び装置（その動作が当該指令により自動的に制御されるものに限る。）で、当該特定ソフトウエアとともに取得又は製作をするものとして当該認定革新的データ産業活用計画に記載されているもの

二　認定革新的データ産業活用計画に係る法第四十二条の十二の六第一項に規定する特定ソフトウエアとともに取得又は製作をするものとして当該認定革新的データ産業活用計画に記載されている器具及び備品